

答 申 第 3 号

平成14年7月22日

仙台市長 藤井 黎 様

仙台市情報公開審査会

会長 渡 邊 克 彦

仙台市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年5月10日付総人第34号で諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第4号 「人事記録カード」「履歴調査票」の非開示決定に対する異議申立てについて

(別紙)

答 申
(諮問 4 号)

1 審査会の結論

仙台市長(以下「実施機関」という。)の行った非開示決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、異議申立人(以下「申立人」という。)が仙台市情報公開条例(以下「条例」という。)に基づき、「文書法制課長の最終学歴が判明する文書」の開示を請求したのに対し、実施機関が「人事記録カード」及び「履歴調査票」(以下「本件公文書」という。)を特定し、非開示決定したことについて、その取消しを求めたものである。

3 申立人の主張

申立人が主張した異議申立ての理由は、異議申立書に記載のとおりである。(別添 1 参照)

4 実施機関の説明

実施機関が行った非開示理由についての説明は、理由説明書に記載のとおりである。(別添 2 参照)

5 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関の職員の氏名、本籍、住所、電話番号、給与歴、学歴などの個人情報記載された文書であり、実施機関が職員の人事管理のため保有しているものである。

(2) 条例第 7 条第 2 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、個人のプライバシーの保護を十全ならしめるため、特定の個人が識別され得るような形で個人に関する情報が記録されている公文書については、同号ただし書イ、ロ及びハに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件公文書に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであるから、条例第 7 条第 2 号本文の規定により非開示とすべき情報に該当すると認められる。

ウ ところで、条例第 7 条第 2 号においては、ただし書の規定により、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報」とある。

る部分」は公開しないことができる個人情報から除かれているが、本件公文書に記載されている情報は、イには該当せず、ロに該当すると認めるべき事情もない。また、当該情報は公務員としての職務遂行に係る情報ではないから、ハにも該当しない。

(3) 条例第7条第1号及び第6号の該当性について

以上のとおり、本件公文書に記載されている情報は条例第7条第2号に該当するので、同条第1号及び第6号の該当性について判断するまでもなく、非開示とすべきものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審査会の処理経過

(諮問第 4 号)

年月日	内 容
平成14. 5 . 10	・ 諮問を受けた
14 . 5 . 16	・ 実施機関（総務局人事部人事課）から理由説明書を受理した。
14 . 6 . 20 （平成14年度 第3回審査会）	・ 諮問の審議を行った
14 . 7 . 4 （第4回審査会）	・ 諮問の審議を行った